

裁判員選任で東京地裁など

会場業務を民間委託

情報漏えい罰則なし

首都圏や大阪、名古屋などの地方裁判所で、裁判員裁判の裁判員選任手続きに伴う業務の一部が外部業者に委託されていたことが分かった。守秘義務の対象である裁判員候補者の個人情報に民間業者が触れる可能性があるが、裁判員法には業者から情報が漏れても罰則規定はない。情報流出対策の視点から論議を呼ぶそうだ。

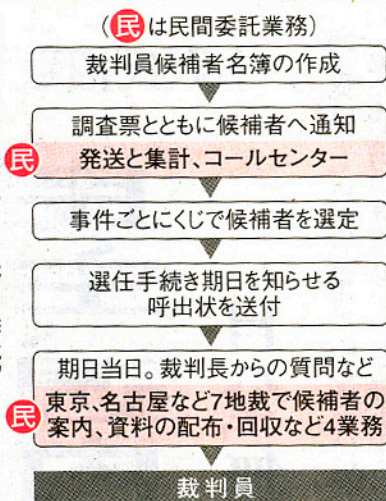
関連④面

最高裁や財務省によると、この業務委託の予算は「裁判員等選任手続期日の補助業務委託経費」の名目で、二〇一〇年度は約六千万円、新年度予算案では約二千六百七十万円が計上されている。

東京、千葉、さいたま、横浜、大阪、名古屋、福岡の七地裁が対象で、これらの地裁では同じ日に複数事件の選任手続きが集中することがある。このため、外部委託で手続き当日の裁判所職員の負担を軽くすることが狙い。業者は一般競争入札で決められている。

委託している業務内容は候補者の案内や書類の配布、回収、会場設営や撤収に限られているとされ、最高裁は「裁判員、補充裁判員

裁判員の選任方と民間委託



「裁判員、補充裁判員

外となっている。

を遊ぶ作業に民間は介在していない」と説明している。だが、業者と候補者が顔を合わせることから氏名などを知る可能性はある。

情報が流出した場合の責任の所在などについて、最高裁は「仮定の話にはお答えできない」としている。

裁判員法はすべての人に対して、裁判員や補充裁判員に限らず、裁判員候補者を特定する情報を公表することを禁止している。検察官や弁護士らが氏名などを漏らした場合は懲役を含む罰則を定めているが、業者は対象外となっている。

あれこれ守秘義務がある裁判員制度。自らが裁判員候補者名簿に記載されたことや、裁判所に呼び出されたことも公にしてはいけない。ところが、そうした「情報」に触れる業務が民間委託されていることが分かった。候補者からの調査票の集計、選任手続きに伴う業務の一部などがそれだ。世は情報流出の時代。民間業者からの流出は「想定外」という情報管理には危つきも漂う。

(加藤裕治、中山洋子、田原牧)

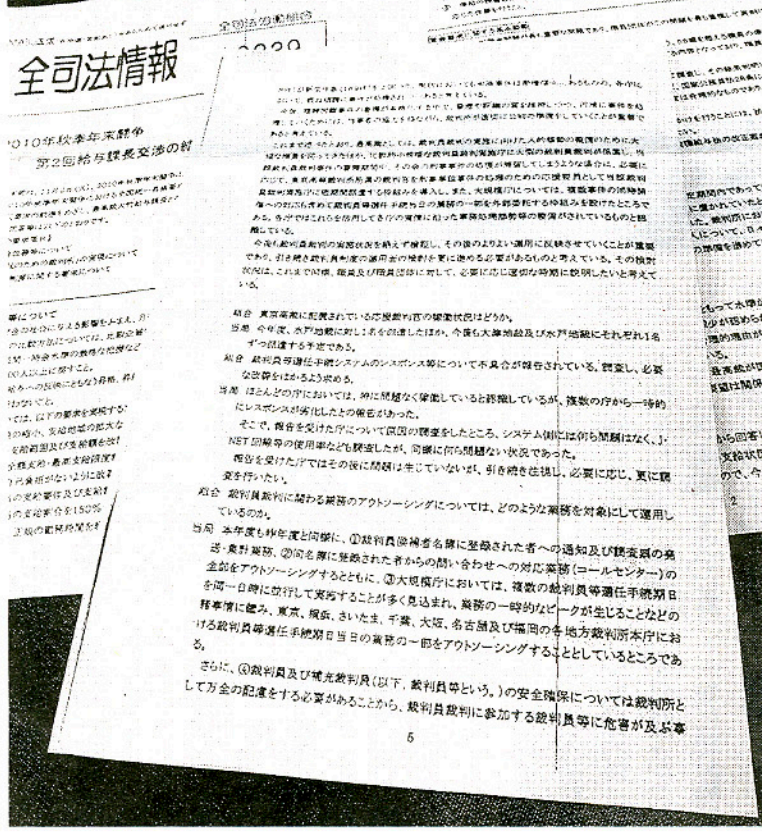


制度の運営 一部を民間委託

最高裁は昨年十一月、か、対象から外れる。今年度の裁判員候補者名簿に記載された約三十一万 日以内の事件では、裁判員六千人にその旨の通知を 員は六人、補充裁判員は 発送した。制度開始から 選出だ。この場合、呼び 出され約五十人に送ら れる。

同封の調査票に病気が すれば辞退できる。それ 以外の人ははくじで選 ばれた場合、裁判所から 呼び出し状や質問票が届 き、辞退理由があれば申 告。その後、裁判所に出 向いて面接し、裁判員が 補充裁判員に選ばれる

通知発送、電話応対も



しを受けたことを公にし 発注、集計がある。 てはならないと規定して いる。家族や会社の上司 などは例外とされる。 問題は、こうした個人 情報を裁判所から業務委 託された民間業者が扱っ ている点だ。まず、裁判 員候補者名簿に登録され 社が二〇〇八年五月に落 札しているが、当時、同 人への通知と調査票の 札しているが、当時、同 札しているが、当時、同 札しているが、当時、同

選任当日 7地裁で業者が案内

委託だ。最初の二年間は 「アクセンチュア」(東 京)、一〇年度は「トラ ンスコスモス」(東京) が総合評価落札方式で受 注した。一〇年度の落札 額は約三千六百万円だっ た。

いずれの業務も委託さ れた業者は、誰が裁判員 候補者名簿に記載された のかを知り得る。

さらに裁判所職員の労 働組合と最高裁との労使 交渉の記録などから、大 都市の裁判所で裁判員選 任手続き当日の業務も一 部、民間に委託されてい ることが分かった。

選任手続きに入ると、 名簿段階より守秘義務は 格段に厳しくなる。事件 関係者から、裁判員が圧 力を受けたりする心配が 高まるからだ。

最高裁の統計などで計 算すると、候補者名簿に 載った人が実際に裁判員 に選ばれる可能性は三百 分の一以下。それに対 し、裁判所に出向いた候 補者は数分の一の確率で 裁判員や補充裁判員に選 ばれる。選任手続きの中 ではプライバシーにかか わる質問もされる。

